

伊根町開業支援金交付事業

事業の内容

●事業目的

この事業は、伊根町において新たに商工観光業を営む方を支援し、起業化及び雇用を促進することで、町内の産業の活性化、経済の発展に寄与することを目的に、平成22年4月より創設しました。
(平成27年3月31日一部改正)

●対象者

伊根町内において住所を有する個人、団体、中小企業者などで、新たに町内で商工観光業を開業する者

●交付額

定額10万円/月を2年間（240万円）

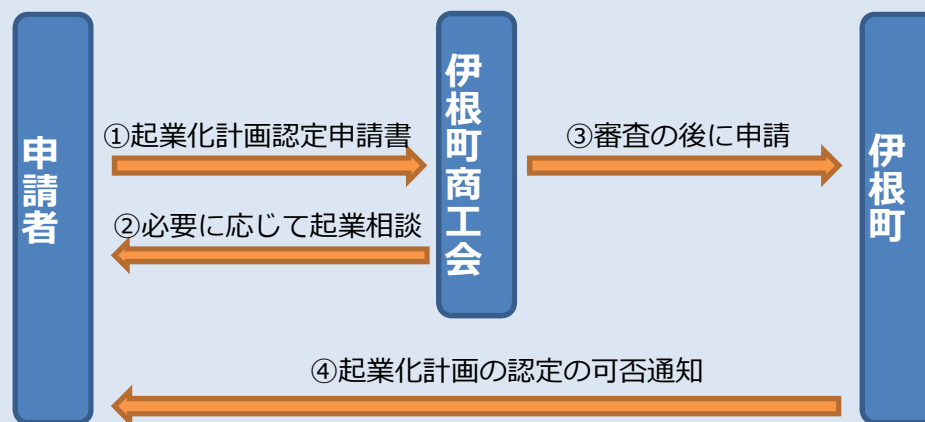
●注意事項

1. 支援金受領開始後7年以内に事業を廃止したり、転出等をされた場合等は開業支援金の全部若しくは一部を返還していただくこととなります。
2. 「伊根町商工観光業振興対策事業」による補助金との2重の交付はできません。
※ただし、同様の国、府等の助成制度を活用された場合は開業支援金の交付を受けることができます。
3. 支援金受領者は支援金受領後7年間、事業の遂行状況を四半期毎に伊根町商工会を經由して伊根町へ報告していただくこととなります。

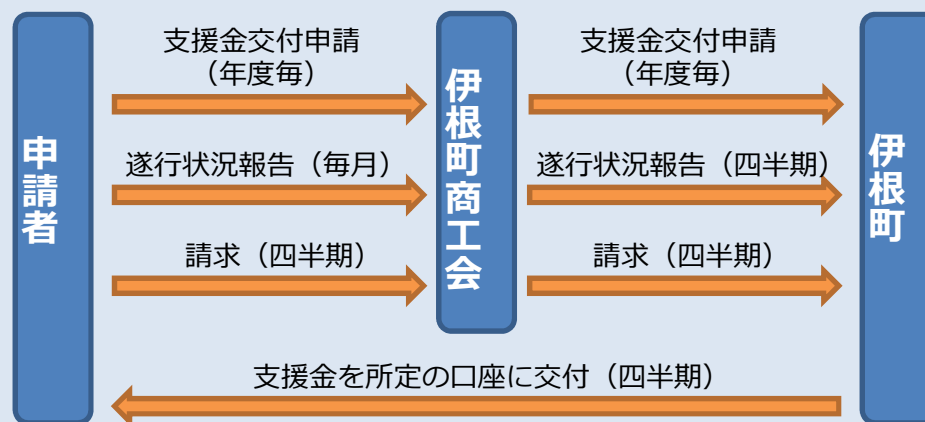
●問い合わせ先

- ・伊根町企画観光課 TEL : 0772-32-0502
HP : <http://www.town.ine.kyoto.jp/>
- ・伊根町商工会 TEL : 0772-32-0302
HP : <http://ine.kyoto-fsci.or.jp/>

●交付申請手続き



●交付決定後の遂行状況報告と請求の流れ



※平成27年4月1日以降に起業化認定を受けたものについては、支援金受領開始後7年間、遂行状況報告を提出。